

答 申

1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月20日29教社第766号-2及び29福図第472号-2で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした情報のうち平成27年7月10日付け管理運営報告書2枚目15行目から最後の行までの部分は開示すべきであるが、その余の部分に係る本件決定は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県立図書館（以下「図書館」という。）が作成した管理運営報告書及び弁護士への法律相談依頼票（詳細は別紙「対象公文書」欄記載のとおり）に記載されている審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別紙「不開示部分」欄に記載された情報について、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）、同項第4号（行政運営情報）又は同項第7号（捜査等情報）にそれぞれ該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定における不開示部分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年7月5日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年7月20日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年10月20日付けで、本件決定を不服として、福岡県知事に対し、審査請求（以下「本審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年1月26日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張の要約は、以下のとおりであるが、このほかの審査請求人の主張について

ては、別紙「審査請求人の主張」欄記載のとおりである。

(1) 開示請求について

過去3回にわたって開示請求したのは、本審査請求の資料作成のため長時間を要し、審査請求期限の90日以内に審査請求するためには、順次開示請求せざるを得なかった事情がある。また、それぞれの開示請求時点で、前回開示請求からその時点までに新たに追加で開示してもらった資料があったためでもある。そのことは本審査請求の資料中述べたように、実施機関である福岡県教育委員会が、本件が終結していないにもかかわらず、私の重要提出資料の一部や、行政の収集した録音データを不当に廃棄したため、実施機関である福岡県教育委員会が、すでに開示請求した第1回目開示請求資料、それ以後の資料、それらの一部を不当廃棄する余地を排除するため行ったことでもある。こういう事まで、県民が考慮しなければならないような言動、公文書の取扱い等を行政がしてきたということが、本件の長期性とこの複数回にわたる開示請求に至った原因である。

(2) 処分の理由について

ア 「条例第14条第1項第4号により不開示とした理由」について、「争点が不明確である審査請求人の言動」という文言について、私は常にあらゆる事項に対し、争点、論点等を分かり易く明確に説明してきた。実施機関である福岡県教育委員会の言動について、これまでの対話の中で、「曖昧、不明確、無言、変遷」等について、指摘している。公文書の内容も同様で、そのため誤った「行政内共通認識」となり得るし、私の重要提出文書「苦情レポート」等を廃棄した上でのこの弁明は、理由背景が<逆>である。全部開示すれば明確な論点指摘をすることになる。

イ 「条例第14条第1項第7号により不開示とした理由」について、「警察から示された、警察による犯罪行為に係る情報である」とか、「警察により犯罪行為を未然に防止することが困難となるおそれ」等と述べているが、そもそも、実施機関である福岡県教育委員会が、当事者である私が提出した「苦情レポート1」等とその関連重要提出文書を廃棄し、それらを警察機構が見る機会を排除し、決裁書が存在しない警察相談の中で、全てが「警察の判断」のように、「犯罪の予防に係る情報」としたとする文言を前面に出している。今回の審議において、警察がオブザーバー的参加をするからには（たとえ、参加しなくても）その「警察相談」関連の「運営管理報告書」内の「警察との対話内容」の正確性を警察自身が確認し、認め、それを前提に、警察自身が、その「部分不開示」について、条例第14条第1項第7号に該当し、その内容が「刑事事件」等、「犯罪予防に係る情報を図書館職員に話した」内容と認めるかどうか明確にすべきである。その中で警察が「民事上の損害賠償は可能であろう」という文言を述べたのか、ということも当然含み、その文言が、「第三者の発言に係る内容であり、当該個人の正当な利益を害するおそれがある」として、条例第14条第1項第1号により不開示とすべ

きところを、実施機関である福岡県教育委員会も、警察もどう考えるのか。警察を利用した威嚇、威圧、苦情の封じ込め、として開示したのではないか。その部分を開示することを警察が妥当と認めているのかも含め、明らかにすべきである。公的機関として、「警察が述べた」とするなら、「条例第14条第1項第7号」について、公文書として、両者の意見が一致していなければならない。その上での審議会<答申>でなければならない。また、「警察相談関連の管理運営報告書」を全開示し、透明化すべきである。

ウ 「各事項の理由」について、本件は長期間で、内容も多岐にわたり、<連続>しているため、ひとつの「物語」として明確にしなければ理解できない。また、言動問題も<連続>し、多岐にわたる。よって、本審査請求資料は、審議会への「審査請求事項への理解の補完」資料として、本審査請求等がスムーズに行われるための説明を適宜述べたものである。単純に「条例に基づく本審査請求の趣旨とは関係がない審査請求人の主張」等として、私の本件に係る説明を安直に切り捨てるべきでない。また、それらの適宜説明は<訂正請求><付言要望>等と密接に直結、関連し、審査請求人の権利として述べたものである。<弁明>書を見る限り、それらの重要事項を考慮されているとは思えない単純回答である。ここに記された<弁明>は「開示決定書」の「項目一覧」と、ほぼ同様であり、<弁明>とは言えないものである。

(3) 結論

「弁明」は、「条例第14条第1項第1号、4号、7号等に該当するとして、不開示」というものだが、ほぼ「開示文書項目一覧」と同様である。各項目について、私の「開示すべきと考える理由」は本審査請求書で述べている。それら私の指摘説明を否定するのかどうかを述べるべきである。本<反論書>に追加証拠書類、又は証拠物の添付はない。ただし、本審査請求書資料中にある、対話形式の記述は、すべて録音データから起こした「反証文」であり、そのものが証拠書類である。実施機関である福岡県教育委員会に対し、福岡県個人情報保護審議会への<諮問>を求める。

(4) 平成29年2月2日付け管理運営報告書について

実施機関は、平成29年2月2日付け管理運営報告書に不開示はないとのことだが、重要な内容で、条例の手續上の言語問題である。

平成29年2月2日付け管理運営報告書について、内容中の部分不開示ではないことであって、この開示請求はここから導き出される平成28年11月17日付け管理運営報告書について、別の角度から述べているもので、その理解のために、平成29年2月2日付け管理運営報告書の開示請求は、平成28年11月17日付け管理運営報告書上の最後の<対応案>の不開示部分への指摘である。

(5) 条項に関する文言の訂正（2019年3月15日）

実施機関である福岡県教育委員会より「開示請求された個人情報」について、すでに提出済みの「不服審査請求資料」を含むすべての提出文書の私の質問、意見等の中で、「部分開示」とされた箇所について「不開示にすべき」理由として、「条例第14条第1項第1号」を持ち出した記述部分について、「条例第14条第1項第1号、4号、5号等」と訂正する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、以下のとおりであるが、このほかの実施機関の説明については、別紙「実施機関説明」欄記載のとおりである。

(1) 開示請求について

平成29年7月5日に審査請求人から、開示請求が行われた。

なお、審査請求人は、この開示請求に先立ち、平成28年10月19日、平成28年12月27日及び平成29年3月24日と、3回の開示請求を行っている。

本件開示請求においては、過去3回の開示請求において、すでに部分開示決定がなされたものについても、再度開示請求を行っている。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人の本件開示請求に係る対象公文書を、審査請求人に係るすべての文書と特定した上で、条例第14条第1項各号に該当する部分を除き、開示する本件決定を行った。

(3) 処分の理由について

ア 条例第14条第1項第1号により不開示とした部分については、審査請求人以外の第三者の発言に係る内容であり、これらを開示することとなると、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。

イ 条例第14条第1項第4号により不開示とした部分については、審査請求人の言動に対する実施機関の推測や所感、審査請求人に対する実施機関の対応方針や対応案を記載した部分について、これらを開示することとなると、争点が不明確である審査請求人の言動に対し、実施機関が推測や評価を行ったり、今後の対応案をあらゆる角度から検討したりすることに慎重となり過ぎてしまい、審査請求人に対する実施機関の業務の適正な遂行に支障が生じることとなると考え、不開示とした。

ウ 条例第14条第1項第7号により不開示とした部分については、審査請求人が行ってきた言動への対応について、警察に相談を行ったものであるが、警察から示された、警察による犯罪の予防に係る情報であり、これらを開示することとなると、警察による犯罪行為を未然に防止することが困難となり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

(4) 結論

実施機関が審査請求人に対して行った本件決定は妥当である。

(5) 平成29年2月2日付け管理運営報告書について

不開示部分はない。

6 審議会の判断

(1) 図書館と社会教育課について

図書館は、教育庁教育振興部に属する教育施設である。社会教育課は、同じく教育振興部に属し、出先機関（社会教育施設）を所管し、図書館に関する事務を行っている。

(2) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 管理運営報告書

管理運営報告書は、図書館利用者からの苦情・相談及び施設設備に関する連絡事項等の図書館運営に関して、職員への周知・報告を行うために作成されるものであり、職員の印影、報告者の職員氏名、日時、場所、対応者及び概要（内容）が記載されており、概要（内容）に係る書類が添付されている。

イ 法律相談依頼票

法律相談依頼票は、実施機関が契約している顧問弁護士に相談を行う際に作成されるものであり、法律相談事務の所管課である教職員課への提出伺いに当たる起案文書及び添付資料と併せて一の文書として構成されている。

法律相談依頼票には、提出日、担当課（室）名、係・担当者名、相談希望日、事件の概要等、事務処理・業務遂行上の支障の具体的内容、法律上の問題点、上記に対する原課（学校）の方針等、出席予定者職名・氏名が記載されている。起案文書には、起案者である職員の氏名及び押印並びに他の職員の押印がある。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人

情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、別紙対象公文書7の2枚目15行目から最後の行までの部分に記載された審査請求人以外の第三者の発言に係る情報である。

実施機関は、これら不開示とした情報について、審査請求人以外の第三者の発言に関する情報であり、開示することで、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当するとして本件決定を行ったと説明している。

しかしながら、当審議会において対象公文書7を確認したところ、これら不開示とした情報は、図書館の職員が図書館内に設置されたカフェテリアの利用者から聴取した内容に関する情報であって、開示請求者以外の個人に関する情報ではあるものの、当該カフェテリアの利用者に係る性別や年代等は記載されていないことが判明した。また、当該カフェテリアは、不特定多数の者の利用を前提とした図書館内に設置されたものであることから、図書館と同様に、不特定多数の者の利用が前提とされているため、これら不開示とした情報以外に、当該カフェテリアの利用者を特定しうる情報がないことは明らかである。

したがって、これら不開示とした情報は、これを開示したとしても、審査請求人が、当該カフェテリアの利用者を特定し、この者に対して、図書館やカフェテリアの自由な利用の妨げとなるような不当な追及を行うおそれがあるとは認められないことから、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(4) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号（行政運営情報）は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求さ

れ、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、別紙対象公文書1～3、4の一部、5、6、8～11、12の一部、13～18に係る不開示部分欄記載のとおり情報である。

実施機関は、これら不開示とした情報について、審査請求人への対応案並びに審査請求人の言動に対する実施機関の対応方針、推測及び所感に関する情報であり、これらを開示することで、争点が不明確である審査請求人の言動に対し、実施機関が推測や評価を行ったり、今後の対応案をあらゆる角度から検討したりすることに慎重となり過ぎてしまい、審査請求人に対する実施機関の業務の適正な遂行に支障が生じることとなるため、本号に該当するとして本件決定を行ったと説明している。

そこで、当審議会において、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報をそれぞれの対象公文書において確認したところ、実施機関の説明のとおり、これらの情報は、審査請求人への対応案並びに審査請求人の言動に対する実施機関の対応方針、推測及び所感に関する情報であるものの、これら不開示とした情報を開示した場合に、実施機関が業務を遂行するに当たり、具体的にどのような支障が生じるのかについて明確に説明されていなかったことから、条例第56条第4項の規定による調査を行った。

その結果、実施機関からは、審査請求人への対応案及び対応方針等に関する情報については、審査請求人の言動が図書館としての本来業務の遂行に影響を及ぼしている状況に対して、その改善のために、具体的に検討されたものであることから、これらの情報を開示すると、せっかく定めた審査請求人への対応案及び対応方針等の遂行が困難になるおそれがあるとの説明を受けた。また、審査請求人の言動に対する推測及び所感に関する情報も含めて、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報はいずれも、審査請求人の意に沿わない内容であることから、これらの情報を開示することで、審査請求人が抗議のためと声高に主張し、カウンターに居座ることが過去の事例から十分に想定され、この対応へ人手をとられることなどにより、ほかの図書館利用者への対応ができなくなるなど、図書館としての本来業務への対応が一層困難になるおそれがあると回答がなされたところである。

なお、その回答中「過去の事例」の具体的な内容について、対象公文書12の一部である「対応記録」をもとに確認をしたところ、平成23年12月22日から平成28年10月14日までの間に、実施機関は、審査請求人に対し、電話及び対面で100回を超える様々な対応を行っており、このことに、延べでかなりの長時間を要していたことも判明した。実施機関の説明では、図書館への一般的な苦情・相談対応の場合、通常、

一人当たり10回未満、数分から長くても10分程度で終了するとのことであり、実施機関の審査請求人に対する対応は、こうした一般事例と比較すると、回数が多くかつ時間を要していることは明らかである。さらに、その内容も、審査請求人が実施機関に提出した大量の文書に対する問答や、実施機関が審査請求人に回答した文書に対する苦情対応、審査請求人から実施機関への一方的な主張への対応などということであった。

以上を整理すると、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報を開示した場合、審査請求人の言動による図書館の本来業務への影響を改善するために定めた審査請求人への対応案や対応方針の遂行が困難になるおそれがあること、また、これら不開示とした情報について、審査請求人との間でさらに長時間の問答や苦情対応が発生し、人手をとられることなどにより、図書館として、利用者へ十分な対応ができなくなるおそれがあることなどについての実施機関の説明は、いずれも、審査請求人の言動に係る過去の事例を踏まえると、合理性があると認められる。

したがって、これら不開示とした情報は、開示することにより、図書館としての事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断される。

(5) 条例第14条第1項第7号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第7号（捜査等犯罪情報）は、開示することにより犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となり、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれがある情報を不開示情報とすることを定めたものである。

警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度な政策的判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するという特殊性が認められる。

このような理由から、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断権を尊重することとしたのが本号の趣旨であり、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が本号に該当するとして不開示とした部分は、別紙対象公文書4及び12の一部に係る不開示部分欄記載のとおり情報である。

実施機関は、これら不開示とした情報について、警察が示した、警察による犯罪の予

防に係る内容が記載されており、開示することで、警察が犯罪行為を未然に防止することが困難になるおそれがあるため、本号に該当するとして本件決定を行ったと説明している。

しかしながら、そもそも本号は、基本的に、条例第2条第4号に規定する実施機関のうち公安委員会又は警察本部長が条例第17条の規定により決定を行う際に、該当性を個別に判断するための根拠規定であって、他の実施機関において本号該当性を検討することは条例上想定されていないところである。

当審議会において、これら不開示とした情報を確認したところ、審査請求人の言動が図書館の本来業務への影響を及ぼしているとして、実施機関がその経緯や内容等を警察に対し相談した際に、警察から得た具体的な助言等に関する内容であって、実施機関は、これら警察から得た助言等をもとに、上記(4)イのとおり、審査請求人への対応案及び審査請求人の言動に対する実施機関の対応方針等を検討したものであることが判明した。もし、これら不開示部分に関する情報を開示した場合、上記(4)イで述べたとおり、不開示が妥当と判断される審査請求人への対応案及び審査請求人の言動に対する実施機関の対応方針等の内容を審査請求人が推測できることとなり、当該対応案及び対応方針等の遂行が極めて困難になることは容易に想定されるものである。

したがって、これら不開示部分に関する情報は、本号には該当しないものの、開示することにより、上記(4)イで述べたとおり、図書館としての事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第1項第4号（行政運営情報）に該当すると判断され、実施機関が不開示とした決定は、結果として妥当である。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関とのやり取りが長期にわたっていることなどから、一連のやり取りの全てを明確にしなければ本審査請求における審査請求人の主張は理解できないという趣旨を述べており、審査請求人の主張を本審査請求の趣旨とは関係がないとして安直に切り捨てるべきでないとも述べている。

当審議会は、条例第41条第1項の規定により諮問された際の諮問書及び条例第60条の規定により審議会に対し提出された意見書等をもとに、実施機関と審査請求人とのこれまでのやり取りも含めた事案全体の概要を把握した上で、本審査請求に係る双方の主張を整理し、上記6(4)イで述べたとおり、条例第56条第4項の規定による調査を2回行った上で論点を検討するなど、複数回の審議を行っており、その結果、実施機関による個人情報の開示決定等の妥当性について、上記6のとおり当審議会の判断を行ったものである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。